



2025年9月10日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード：2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 代表取締役 田原 弘貴
電話 03-6427-7380 (代表)

旧経営陣に対する役員責任追及訴訟に係る当社の方針について

当社は、2025年8月27日付け「調査者からの調査報告書（中間報告）の受領について」でお知らせしたとおり、2025年4月30日開催の臨時株主総会においてご承認頂いて選任した会社法316条2項に定める株式会社の業務及び財産を調査する者（以下「調査者」といいます。）から中間報告書を受領しました。

その内容を踏まえ、当社は、2025年4月1日まで当社の意思決定を担っていた取締役らに対し、会社法423条1項に基づく損害賠償請求を理由とした役員責任追及訴訟を提起することを2025年9月10日開催の取締役会において決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 調査結果の結論

中間報告書では、当社旧経営陣（中間報告書において、伊藤大介元代表取締役社長、中川博貴元代表取締役会長、松崎祐之元取締役ら2025年4月1日までの経営会議における主要な意思決定者を指します。）は、2024年12月20日に株式会社ZEDホールディングス（以下「ZEDHD」といいます。）に当社子会社4社の各株式を譲渡した直後の2025年1月9日、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「カイカFHD」といいます。）に対する債務の弁済期限を10年近く前倒しする本件修正合意書の締結に安易に応じた後、わずかに数週間のうちに、ZEDHD又はその傘下となった子会社に多額の貸付や上場株式の譲渡を行う等して、いわば当社の資産の大部分をZEDHDに集約した上、本件代物弁済を実行して、ZEDHDをカイカFHDに譲渡したものであると指摘しました。

その結果、当社は、既存事業のほぼ全てを失い、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損されたといえ、その結果の重大性に鑑みると、当社は、旧経営陣に対し、本件代物弁済

につき、善管注意義務違反の責任追及を検討すべきであると結論付けています。

2 法的手続きの状況

当社は、大阪地方裁判所堺支部による2025年8月4日付け株主総会招集許可（以下「本件許可決定」といいます。）において、当社が継続した株主として取り扱われる判断がなされたことを受け、2025年9月3日にZEDHDの臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」といいます。）を開催することを予定しておりました。

その後、2025年8月13日付東京地裁決定により、当社が本件臨時株主総会において議決権の行使をしてはならない旨の決定を受け、東京高等裁判所に対して抗告を申し立てておりましたが、2025年9月3日付「抗告申立てに係る決定書受領のお知らせ」で開示したとおり、東京高等裁判所により、2025年8月13日付けで東京地方裁判所がした議決権行使禁止仮処分決定が認可されました。

上記の状況を踏まえ、当社は、当初の方針のとおり、当社がZEDHDの株主であるという大阪地方裁判所堺支部の判断が適切であることを前提として、ZEDHDの株主総会を開催して同社の取締役・監査役の選任・解任決議をして経営権を当社に取り戻す決議、また、ZEDHDの子会社であると考えられる旧株式会社クシムソフト、チューリングム株式会社、株式会社Web3テクノロジーズ、Digital Credence Technologies Limited、株式会社Zaifの株主総会を2025年9月3日に開催して同社の取締役・監査役の選任・解任決議をして経営権を当社に取り戻す決議をしました。

一方で、本件抗告審決定による暫定的な司法判断を尊重して、当該議決の効力の帰趨については、別途実施する本件代物弁済等の無効性を争う民事訴訟の判決に従うことを基本の方針としております。

3 今後の方針

当社は、2025年2月26日付で複数の株主から当社の元々務めていた取締役及び監査等委員らに対する株主代表訴訟の提訴請求書を受領しており、2025年5月23日付「株主代表訴訟の提訴請求書への対応方針のお知らせ」で開示したとおり、調査結果を踏まえた上で当該役員らへの法的手段の行使を検討することとしておりました。

上記中間報告書の内容を踏まえて、当社は、旧経営陣に対し、善管注意義務違反があったものとして会社法423条1項に基づく損害賠償請求を理由とした役員責任追及訴訟を提起する方針を取締役会において決議しました。今後、子会社取戻しに係る本案訴訟と並行して、以下のとおり役員責任追及訴訟を進行することとなります。

なお、実際に訴訟を提起する際には、監査等委員会が選定する監査等委員が当社を代表することとなります。今後進行する法的手続きに関して、開示すべき事項が発生した場合は、適時お知らせいたします。

（1）賠償請求対象者

旧代表取締役会長	中川	博貴
旧代表取締役社長	伊藤	大介
旧取締役	松崎	祐之

※旧監査等委員に対する損害賠償請求は、調査者による最終報告の結果を踏まえた上で検討いたします。

（２）損害額

子会社取戻し状況に応じて大きく損害額が変動するため、他の訴訟進行状況も鑑みつつ、弁護士と協議の上で損害額を算出し、訴訟提起する方針です。開示すべき事項が決定しましたら、適時に開示いたします。

以 上